

# 目 次

会期日程表	1
第 1 号 (11月27日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	7
議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	9
議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	11
議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	13
議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	15
議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	17
議案第44号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	18
諸般の報告	20
日程の追加	21
議案第44号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	21
閉会の宣告	23
署名議員	23

平成21年第8回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 平成21年11月27日 会期 1日間  
閉会 平成21年11月27日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
11月27日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第37号～議案第43号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第44号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午前11時	予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午前11時45分	議案第44号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



# 平成21年第8回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成21年11月27日

## 1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成21年11月27日 午前10時00分)

閉 会 (平成21年11月27日 午後12時25分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊
副 村 長 宮 城 重 徳	企 画 観 光 課 長 島 袋 一 道
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	シークワリーサー 振 興 室 長 山 城 均
財 務 課 長 神 里 富 松	建 設 環 境 課 長 新 里 政 雄

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第37号	北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）工事の請負契約の変更について	提案説明付託省略 質疑～表決
5	議案第38号	大宜味村無線ブロードバンド受信用機器購入の物品売買契約について	提案説明付託省略 質疑～表決
6	議案第39号	北部広域市町村圏事務組合理約の変更について	提案説明付託省略 質疑～表決
7	議案第40号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明付託省略 質疑～表決
8	議案第41号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	提案説明付託省略 質疑～表決
9	議案第42号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	提案説明付託省略 質疑～表決
10	議案第43号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提案説明付託省略 質疑～表決
11	議案第44号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第44号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成21年第8回大宜味村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番 平良英勝議員及び9番 平良嗣男議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

- 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

---

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、

#### 採決

- 議長（宮城功光） 日程第4 議案第37号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) おはようございます。

本日は、平成21年第8回の大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員の出席のもと開会できますことに対しまして、お礼を申し上げます。

それでは、議案第37号 北部広域ネットワーク整備事業(地域整備事業)工事の請負契約の変更について

平成21年3月26日締結した北部広域ネットワーク整備事業(地域整備事業)工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 2億7,061万6,500円
- 2 増 額 739万6,200円
- 3 合計変更契約金額 2億7,801万2,700円

平成21年11月27日提出  
大宜味村長 島袋義久

提案理由

非常用発電機新規設置に伴う増額変更であります。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長(宮城功光) 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋幸俊) おはようございます。

では、議案第37号の内容を説明します。

本工事は、平成21年第4回臨時会で可決承認された案件の変更契約であります。

工種、工事量の増に伴う増額変更です。

第5回定例会において、国の経済危機対策関連で予算計上しています非常用発電機新規設置に伴う増額となっています。

説明資料に非常用発電機の必要理由及び発電機の位置図等を添付していますので、参照ください。また、変更契約書をつけております。

以上、説明終わります。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第37号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）工事の請負契約の変更に  
ついては、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決  
いたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第37号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）工事の請負  
契約の変更については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を  
省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）工事の請負契約  
の変更について採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第37号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）工事の請負  
契約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、

#### 採決

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第38号 大宜味村無線ブロードバンド受信用機器  
購入の物品売買契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）



○ 村長（島袋義久） 議案第38号 大宜味村無線ブロードバンド受信用機器購入の物品  
売買契約について

本件について、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第  
8号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村無線ブロードバンド受信用機器購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 1,960万3,500円
- 4 契約の相手 住所 浦添市城間4丁目35番地1号  
商号 株式会社N T T西日本ー九州沖縄支社  
氏名 支社長古堅一成

平成21年11月27日提出  
大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3  
条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたしま  
す。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第38号の内容を説明します。

これもさきに第5回定例会において、国の経済危機対策関連事業の一環として予算化し  
ています。

現在、北部振興事業により整備を進めています北部広域ネットワーク整備事業（地域整  
備事業）のブロードバンドサービスを住民が利用するには、専用の受信機器の取り付けが  
必要となります。村がこの機器を一括購入し、利用者へ無償で貸すことにより、月利用金  
額が少しでも安価で提供することができるということで、今回この事業を導入しておりま  
す。完成後、運用面の委託先として予定されていますN T T西日本ー九州沖縄支社と随意  
契約を行うものです。

随意契約の理由書等を説明資料に添付していますので、参照ください。

以上です。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第38号 大宜味村無線ブロードバンド受信用機器購入の物品売買契約については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

- 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第38号 大宜味村無線ブロードバンド受信用機器購入の物品売買契約については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 大宜味村無線ブロードバンド受信用機器購入の物品売買契約について採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第38号 大宜味村無線ブロードバンド受信用機器購入の物品売買契約については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第6 議案第39号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第39号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北部広域市町村圏事務組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成21年11月27日提出  
大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく地方独立行政法人の設置及び管理に関することを共同処理事務として規定整備し、同組合同規約の変更をするため、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（宮城功光） 企画観光課長。  
(島袋一道企画観光課長 登壇)

- 企画観光課長（島袋一道） おはようございます。

議案第39号について説明いたします。

北部広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約

北部広域市町村圏事務組合同規約（平成4年県指令総第731号）の一部を次のように変更する。

第3条中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8)地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく地方独立行政法人の設置及び管理に関すること。

#### 附則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

この規約の変更は、現行の学校法人名護総合学園名桜大学を地方独立行政法人公立大学法人名護総合学園名桜大学（仮称）とし、設置者を北部広域市町村圏事務組合とするものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第39号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第39号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第39号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、  
採決

○ 議長（宮城功光） 日程第7 新城一智議員外3名から提出されました議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。2番 新城一智議員。

（2番 新城一智議員 登壇）

○ 2番（新城一智） 議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成21年11月27日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 新城一智 平良英勝 具志堅朝秀

賛成者 平良嗣男

提案理由 大宜味村職員の期末手当及び勤勉手当の率を改定する事に伴い、大宜味村議会議員の期末手当の率を改める必要があり、本案を提出する。

内容の説明をいたします。

大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の170」を「100分の150」に改める。

第2条 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の160」を「100分の145」に、「100分の150」を「100分の165」に改める。

附則

この条例は平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省

略します。

これから討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、

#### 採決

○ 議長（宮城功光） 日程第8 議案第41号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） 議案第41号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成21年11月27日提出

大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

大宜味村職員の期末手当及び勤勉手当の率を改定する事に伴い、特別職の職員で常勤のもの期末手当の率を改める必要があり、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第41号の内容を説明します。

今回の改正方式は2段ロケット方式とされています。

一つの条例の一部改正を2条に分けて行うものです。

では、読み上げて説明します。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の150」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の160」を「100分の145」に、「100分の150」を「100分の165」に改める。

附則

この条例は平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

説明資料に新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第41号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第41号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

- 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、  
採決

- 議長（宮城功光） 日程第9 議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） 議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成21年11月27日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村職員の期末手当及び勤勉手当の率を改定する事に伴い、特別職の職員で常勤のもの期末手当の率を改める必要があり、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 議長（宮城功光） 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

- 総務課長（島袋幸俊） 議案第42号の内容を説明します。

第41号と同様に2条に分けております。



内容、施行期日とも同じ内容となっています。

第1条で、条例の第4条中12月に支給をする期末手当を「100分の170」から「100分の150」に改正し、施行期日を12月1日にしています。

第2条では、第1条で改正されたものをさらに改正することとし、施行期日を平成22年4月1日にしています。

第4条中6月支給の期末手当の「100分の160」を「100分の145」に、12月支給の「100分の150」を「100分の165」に改正するものです。

説明資料に新旧対照表をつけておりますので、参照ください。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部

を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、

採決

○ 議長（宮城功光） 日程第10 議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成21年11月27日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

県人事委員会勧告に基づき、給与表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定する必要があり、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第43号の内容を説明します。

第1条では、条例第18条第2項の期末手当の12月支給分を「100分の160」から「100分の145」に改め、第18条の2第2項の勤勉手当については、「100分の67.5」を「100分の62.5」に改めております。

給与表を人事院勧告に準じて改めています。

第2条は、第1条で改正したものをさらに改正するものです。

期末手当を6月支給の「100分の140」を「100分の125」に、12月支給の「100分の145」を「100分の150」に、勤勉手当の「100分の62.5」を「100分の70」に改めています。

第3条は、平成18年条例第8号の改正したときに附則第7項で一定職員の現給を保障していましたが、第1条の給与表の改正に伴い、99.76%の現給保障する形で改正しており

ます。

施行年月日を平成21年12月1日にしていますが、第2条については、平成22年4月1日にしています。

新旧対照表をつけておりますので、参照ください。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第44号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、  
委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第11 議案第44号 大宜味村一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- **村長（島袋義久）** 議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）  
平成21年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,607万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成21年11月27日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- **議長（宮城功光）** 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

- **副村長（宮城重徳）** それでは、議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算の内容をご説明したいと思います。

主な款で説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページに歳入のほうがございますが、今回の補正の7万5,000円の内容をご説明いたしますと、13款の国庫支出金の5万と、それから14款県支出金の2万5,000円がございますけれども、これは障害者地域生活改善費の増となっております。これの主な中身といたしましては、身体障害者用の自動車改造費の助成金として支援費給付を行うものでございます。

それから2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の内容でございますけれども、第3款の民生費10万円の増となっておりますが、この10万円の内容は、社会福祉の障害者福祉10万円となっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、これは自動車改造助成金として給付いたすものでございまして、10万円のうち国から2分の1、県から4分の1、村が4分の1対応して行うもので、村のほう

は予備費で対応していきたいと思っております。

それから、歳出の第6款の農林水産業費についてですが、今回予算の変更はございません。ただ、内容といたしまして、シークワサー振興費の目内での財源の組み替えとなっております。

組み替えの主な内容は、シークワサーの冷凍保存調査委託料の94万5,000円を入れまして、これを県外旅費などで組み替えたものでございます。

以上が歳出でございますが、次、3ページをお開きいただきたいと思えます。

3ページの第2表に繰越明許費がございますけれども、土木費の道路橋梁費でございます。これは道路改良事業費の3億3,403万4,000円の繰り越しとなっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長等から説明させたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため、休憩いたします。

（午前10時36分）

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

---

#### ◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に金城 勇議員、副委員長に宮城 武議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

委員会審査のため、休憩いたします。

(午前10時40分)

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後12時21分)

---

#### ◎日程の追加

○ 議長（宮城功光） ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第44号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 追加日程第1 議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成21年11月27日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

## 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第44号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致

(金城 勇 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(金城 勇) ただいま議題となりました議案第44号について、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、本日午前11時開会時間を午前10時50分に繰り上げて審査いたしました。

本案についての質疑の概要を説明します。

シークワサー振興費の委託料について、委託先はどこなのか、契約期間はいつまでなのか、また今後旅費等の財源を製品開発等に組み替えをしたほうがよいのではとの質疑に対し、契約会社は名護市の株式会社アール・イー・アイで、契約期間は平成22年3月末日の予定、そのころに報告書もでき上がる予定であると。また、シークワサーの宣伝及び製品開発等については、今後検討していきたいとの答弁でありました。

討論はなく、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、報告といたします。

○ 議長(宮城 功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城 功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第44号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長（宮城功光） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○ 議長（宮城功光） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第8回大宜味村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後12時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員